下記の定例監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成29年2月24日

新庄市監查委員 大場隆司

新庄市監查委員 新田道尋

記

- 1. 監査対象 健康課の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る 事業の管理について
- 2. 監査期間 平成28年11月25日~平成28年12月7日

監査の結果(指摘、要望事項)

- 措置の内容
- 1. 備品管理台帳について整備が不十分であった ため、財政課からの「備品台帳記載要領」に基 づき整備を図り、適切な備品管理に努めるこ と。
- 2. 起案文書で一部不適切なものが見受けられた ため、作成にあたっては添付書類の確認も含め 内容を精査したうえで起案し、文書主任の審査 も確実に行うなど、文書管理規程に基づき適切 な事務処理に努めること。
- 1. 指摘のありました備品管理台帳については、 「備品台帳記載要領」に基づき備品管理台帳を 整備いたしました。今後、適切な備品管理を行 います。
- 2.指摘のありました起案文書について、適正な 事務処理を行いました。今後、起案作成にあた り、添付書類について確認し、精査したうえで 起案し、文書主任の確実な審査を行い、文書管 理規定に基づいた事務処理に努めます。